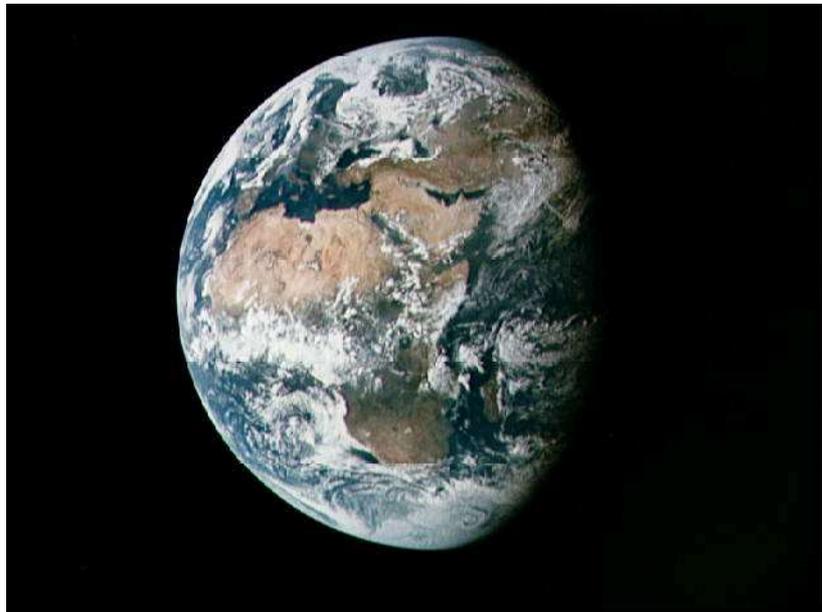


第5次
宇土市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】



令和5年3月
宇土市

目 次

第1章 計画の背景	1
1 国内外の動向	1
2 計画策定の経緯	1
3 計画策定の意義	2
第2章 第4次宇土市地球温暖化防止実行計画の検証	3
1 温室効果ガスの総排出量	3
2 分野別目標	4
3 評価と課題	6
第3章 第5次宇土市地球温暖化対策実行計画の基本的事項	7
1 計画の目的	7
2 計画の対象	7
3 計画の期間	8
4 計画の位置付け	8
第4章 温室効果ガスの排出状況	9
第5章 削減目標	10
1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標	10
2 分野別目標	10
第6章 計画の取組の内容	12
1 全職員共通の取組	12
2 施設管理等での取組	14
3 事務事業関係での取組	15
第7章 計画の推進体制，点検体制	16
1 計画の推進方策	16
2 推進体制	16
3 実施状況の点検及び評価の方法	16
4 職員の研修	16
5 プランの公表	16

第1章 計画の背景

1 国内外の動向

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測され、我が国でも異常気象による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加とされており、このまま地球温暖化が進行すれば、猛暑や豪雨のリスクが更に高まることが予測されることから、世界的に低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年(2015年)、フランス・パリで開催された COP21 により、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、国際条約として初めて、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられました。また、平成30年(2018年)に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。

そのような中、我が国は、令和2年(2020年)10月、脱炭素社会の実現のため「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ(カーボンニュートラル)」を宣言するとともに、令和3年(2021年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度(2013年度)比46%とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

本市を含む熊本連携中枢都市圏18市町村は、国のカーボンニュートラル宣言に先駆けて令和2年(2020年)1月、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」を目指すことを宣言し、令和3年(2021年)3月、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画(区域施策編)となる熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定しました。

2 計画策定の経緯

本市では、市民・事業者・行政が一体となり、新たな視点に立ち総合的な環境づくりを推進していくため平成14年に「宇土市環境基本条例」を制定し、省資源・省エネルギー・循環及びリサイクル型の環境への負荷の少ない都市づくりを推進しています。また、これらの取組のさらなる推進と継続的な環境負荷の低減を目指し、平成15年3月環境管理の国際的な規格である、ISO14001の認証を取得しました。さらに、平成21年度には、ISO14001のノウハウの蓄積を十分に行ったものとして、市独自の環境方針に基づいた取組を行う自己宣言を行いました。

国際的な動きの中で、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。本計画は、この法律に定められた事項を組み込んだ市町村実行計画として、第1次計画を平成15年11月に策定し

ました。その後、平成20年2月に第2次計画、平成25年3月に第3次計画、平成30年3月に第4次計画を策定し、今回は第5次計画となります。

また、平成28年熊本地震の発災により、宇土市役所本庁舎が倒壊したことから、同年8月以降、プレハブ型の仮設庁舎において業務を行っており、前回の第4次計画では仮設庁舎での業務を踏まえた数値目標を定めておりましたが、今回の第5次計画では、令和5年に完成予定の新庁舎での業務を念頭に、全庁的な地球温暖化対策の推進を図る計画の策定を行います。

3 計画策定の意義

- (1) 自らの事務、事業に伴って排出される温室効果ガスの排出抑制等により、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制等に寄与します。
- (2) 低燃費車、低公害車の導入、再生紙の購入など環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的、積極的に導入することにより、グリーン購入運動として循環型社会の構築に寄与します。
- (3) 電気・紙・水の使用量、廃棄物の発生量などの抑制により、事務経費を削減します。

第2章 第4次宇土市地球温暖化防止実行計画の検証

第4次宇土市地球温暖化防止実行計画では、本市役所の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量について、平成28年度を基準年度とし、平成30年度から令和4年度までの5年間における削減目標を定めています。

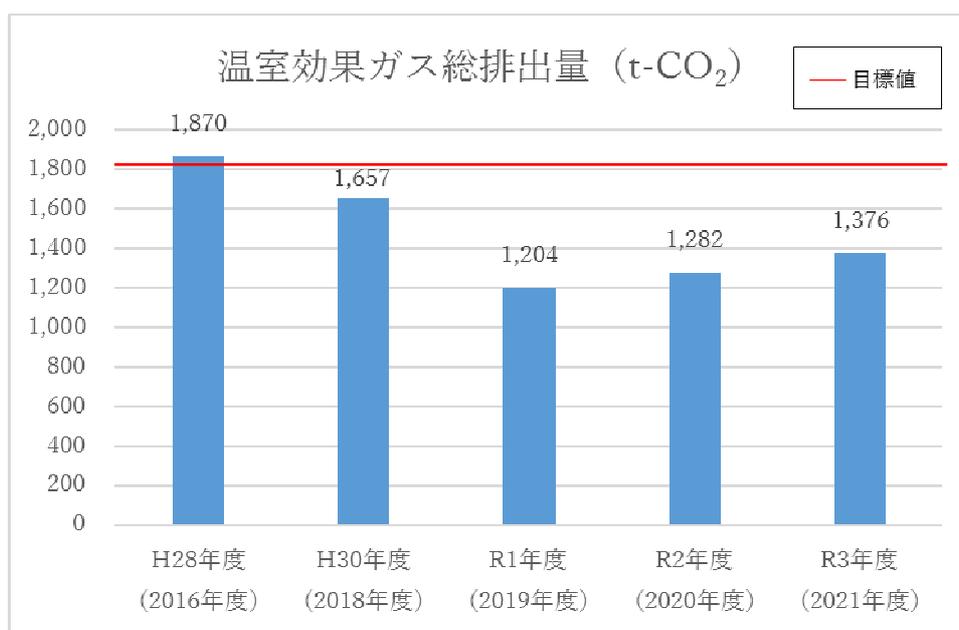
対象物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)の7物質であり、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)に基づき実施しています。

なお、令和4年度の実績については実績値が確定していないため、検証からは除外しています。

1 温室効果ガスの総排出量

温室効果ガス 目標：令和4年度までに平成28年度比3%削減する。 単位：t-CO₂

年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
総排出量	1,870	1,657	1,204	1,282	1,376
目標値	1,814				
増減率 (平成28年度比)		▲ 11.40%	▲ 35.64%	▲ 31.45%	▲ 26.43%



達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において目標を達成することができました。

2 分野別目標

電力		目標：令和4年度までに平成28年度比10%削減する。				単位：kWh
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	3,097,712	3,160,306	2,910,220	3,074,026	3,150,618	
目標値	2,787,941					
増減率 (平成28年度比)		2.02%	▲ 6.05%	▲ 0.76%	1.71%	

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において目標を達成できませんでした。これは、熊本地震後からプレハブの仮設庁舎での業務になったことで、建物の断熱性が低下したことに加え、他の施設で設備改修によりストーブから暖房への切り替えが行われたことから、冷暖房の使用が増えたためと推測されます。

A 重油		目標：令和4年度までに平成28年度比10%削減する。				単位：L
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	68,802	69,200	72,000	56,000	56,840	
目標値	61922					
増減率 (平成28年度比)		0.58%	4.65%	▲ 18.61%	▲ 17.39%	

平成30年度から令和元年度において、削減目標を達成できませんでした。令和2年度からは、下水道施設の温水ボイラーの燃料に消化ガスを使用することにより削減目標を達成することができました。

灯油		目標：令和4年度までに平成28年度比10%削減する。				単位：L
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	3,235	2,000	1,200	1,200	1,000	
目標値	2,912					
増減率 (平成28年度比)		▲ 38.18%	▲ 62.91%	▲ 62.91%	▲ 69.09%	

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において削減目標を達成することができました。これは、設備改修によりストーブから暖房への切り替えが行われたためと推測されます。

ガソリン		目標：令和4年度までに平成28年度比3%削減する。				単位：L
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	36,118	27,631	26,748	24,260	23,711	
目標値	35,034					
増減率 (平成28年度比)		▲ 23.50%	▲ 25.94%	▲ 32.83%	▲ 34.35%	

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において削減目標を達成することができました。これは、エコドライブに関する職員の意識の向上に加え、新型コロナウイルス感染症対策でオンライン会議が増えたことにより、公用車の使用が減ったためと推測されます。

軽油		目標：令和4年度までに平成28年度比3%削減する。				単位：L
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	2,407	1,786	1,496	735	737	
目標値	2,335					
増減率 (平成28年度比)		▲ 25.80%	▲ 37.85%	▲ 69.48%	▲ 69.39%	

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において削減目標を達成することができました。これは、新型コロナウイルス感染症対策でマイクロバスの使用が減少したことや、軽油使用の公用車の廃車、ダンプにバイオディーゼル燃料を使用しているためと推測されます。

LPガス		目標：令和4年度までに平成28年度比10%削減する。				単位：kg
年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
使用量	2,488	2,526	2,352	2,289	2,613	
目標値	2,239					
増減率 (平成28年度比)		1.53%	▲ 5.46%	▲ 8.00%	5.01%	

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において削減目標を達成できませんでした。LPガスは主に給湯器やガスコンロ、給食の調理器具に使用されており、令和2年度までは削減が進んでいましたが、令和3年度には給食の調理での使用が多かったこと、新型コロナウイルス感染症対策で自粛されていた公民館活動等が再開され、ガスコンロの使用が増加したことから、LPガスの使用量が増加しています。省エネ調理器具への更新を検討するとともに更なる啓発を行い、職員の省エネ意識の向上を図ります。

ノーカーデー 目標：実施率を90%以上とする。

単位：人

年度	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
実施者数 (延べ人数)	147	1,438	1,567	1,732	1,524
実施可能者数 (延べ人数)	4,577	4,264	4,108	4,300	3,360
実施率	3.21%	33.72%	38.15%	40.28%	45.36%

達成期限である令和4年度の前年度である令和3年度までの全ての年度において削減目標を達成できませんでした。徐々に実施率は向上しているため、更なる啓発を行い、職員全体の意識向上を図ります。

3 評価と課題

本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの総排出量については、平成30年度から令和3年度までのいずれの年度も、基準年度に比べて11.40%から35.64%削減することができました。

しかし、温室効果ガスの排出要因の大部分を占める電気使用量については、熊本地震の影響により、令和3年度までの全ての年度で基準年度比10%削減の目標を達成できませんでした。

それでも温室効果ガス排出削減目標を達成できたのは、電気事業者の排出係数^{*}が全ての年度において、基準年度より低かったことが大きな要因ですが、そのほかにも公共施設への再生可能エネルギーの導入や、照明灯のLED化の推進、低公害車の導入、BDF（バイオディーゼル燃料）の使用、下水道施設における温水ボイラーの燃料に消化ガスを再利用するなどの取組を実施してきた成果といえます。今後も、地球温暖化対策に関する職員の省エネ・創エネ意識の向上を図り、温室効果ガスの削減に向けて努めていく必要があります。

※排出係数とは、他人（電気事業者等）から供給された電気の使用に伴うCO₂の排出量の算定に使用する数値であり、電気事業者等が電気を供給するためにどのくらいCO₂を排出しているかを示す指標です。電力使用に伴う温室効果ガスは、次の計算式により算定されます。

$$\text{電力使用量} \times \text{電気事業者別排出係数} \times \text{温暖化係数} (\text{CO}_2 : 1)$$

参考：電気事業者別排出係数（九州電力株式会社）

単位：kg-CO₂/kWh

平成27年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
0.509	0.438	0.319	0.344	0.365

※温室効果ガスの算定にあたっては、前年の排出係数を使用しています。

第3章 第5次宇土市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

1 計画の目的

この計画は、本市自らが地球温暖化防止に向けた取組を実行し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの抑制等を図り、併せて事業者・市民等の地球温暖化防止行動を促進することを目的とします。

2 計画の対象

(1) 対象範囲

計画の対象範囲は、環境マネジメントシステムに基づく「宇土市環境管理マニュアル」で規定した部門における「オフィス活動」（オフィス内における資源・エネルギー適正管理）とします。なお、市のオフィス活動のうち、民間業者等に委託して実施するオフィス活動については、温室効果ガスの排出量等の把握の対象としませんが、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

(2) 対象となる温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている7物質とします。ただし、本市ではパーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）については、排出する事業所が市内にないため、排出量がないものとみなします。

【温室効果ガスの種類と特性】

種 類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響力が大きい。	省エネ、エネルギー利用効率の向上、ライフスタイルの見直し
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立て、燃料の燃焼によって発生する。	飼料の改良、糞尿処理の方法の改善、埋立量の削減
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改、適正な施肥
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤、断熱発泡剤などに使用	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
パーフルオロカ ーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	使用時の漏出防止、回収・再利用・破壊処理
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の洗浄用として使用	代替物質への転換、使用時の漏出防止

3 計画の期間

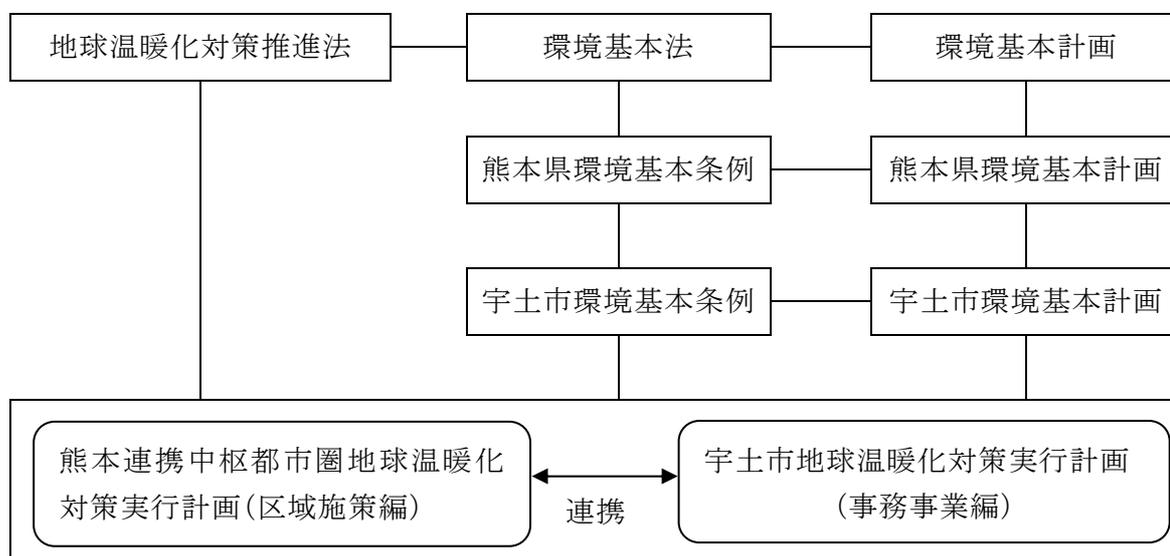
本計画の期間は、平成15年度から平成19年度までを第1次計画期間、平成20年度から平成24年度までを第2次計画期間、平成25年度から平成29年度を第3次計画期間、平成30年度から令和4年度までを第4次計画期間とし、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までを第5次計画期間として定めます。また、基準年度を国、県の地球温暖化対策計画と同様に平成25年度（2013年度）とします。

なお、計画開始年度の4年後の令和9年度（2027年度）に計画の見直しを行います。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【基準年度】平成25年度 (2013年度)	【計画期間】 令和5年度 ~ 令和12年度 (2023年度) (2030年度)
--------------------------	--

4 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する計画「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、国、県及び本市を含む熊本連携中枢都市圏の関連計画に基づくものとして位置づけます。



第4章 温室効果ガスの排出状況

基準年度の平成25年度（2013年度）における本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの総排出量は、2,315.76 t-CO₂となっており、排出要因別では、電気使用量が全体の約87%と最も多く、次いでボイラー用燃料として使用されるA重油が約8%となっています。

【平成25年度（2013年度）のエネルギー等の使用状況と温室効果ガスの排出量】

項目	単位	燃料等使用量(平成25年度実績)	排出係数	温室効果ガス排出量(t) = A/1,000×排出係数	CO ₂ 換算排出量(t) = B×温暖化係数(注2)	備考	
		A		B			
電気使用量	kwh	3,308,500	0.612	2,024.8	2,024.8	全てCO ₂	
燃料使用量	A重油	ℓ	71,200	2.71	192.95	192.95	CO ₂ が大半を占める。自動車使用に伴うCO ₂ 排出量を含む。
	B重油	ℓ	—	—	—	—	
	灯油	ℓ	2,250	2.49	5.60	3.46	
	ガソリン	ℓ	29,004	2.32	67.29	67.29	
	軽油	ℓ	5,045	2.58	13.02	13.02	
	LPガス	kg	2,377	3.00	7.13	7.13	
自動車関連	ガソリン車走行量	km	360,224	(CH ₄) 0.00001 (N ₂ O) 0.000029	(CH ₄) 0.0036 (N ₂ O) 0.010	0.090 3.11	メタン一酸化二窒素
	ディーゼル車走行量	km	31,194	(CH ₄) 0.000029 (N ₂ O) 0.000007	(CH ₄) 0.00090 (N ₂ O) 0.00022	0.023 0.065	
	カーエアコン保有台数	台	117	0.01	0.001	1.67	HFC
	廃棄台数	台	—	(注1)	—	—	
合計(注3)	—	—	—	—	2,315.76		

対象ガス	CO ₂ 換算排出量(t-CO ₂)
二酸化炭素	2,310.79
メタン	0.11
一酸化二窒素	3.18
ハイドロフルオロカーボン	1.67
CO₂排出量総計(注3)	2,315.76

(注1) カーエアコンに封入されていたHFCの量-回収・破壊量

(注2) 温暖化係数…二酸化炭素:1, メタン:25, 一酸化二窒素:298, HFC-134a:1430

(注3) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

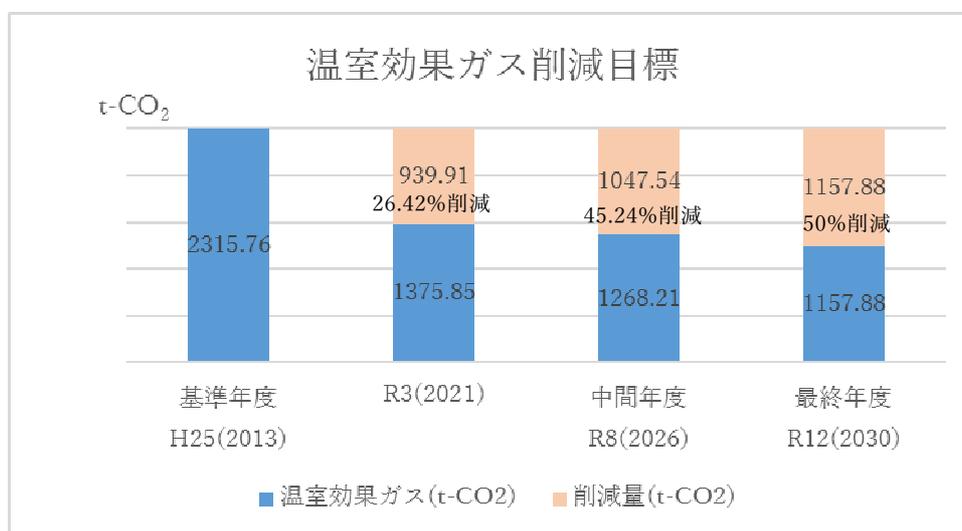
第5章 削減目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

本実行計画の実施により，市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標を次のとおりとします。

基準年度を平成25年度（2013年度）とし，令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までに，温室効果ガス総排出量を50%削減します。

令和3年度（2021年度）は，基準年度の平成25年度（2013年度）と比較して，温室効果ガス総排出量を939.91t-CO₂削減しています。今後，最終年度の令和12年度（2030年度）までに1,157.88t-CO₂削減することを目指します。



2 分野別目標

(1) 前述により決定した温室効果ガスの削減目標を達成するために，各々の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

なお，令和5年度以降，新庁舎での勤務となり執務環境も変わることから，令和5年度以降の電気等の使用実績を検証し，中間見直しの令和9年度に削減目標の見直しを行います。

計画分野	削減目標
1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の使用量：平成25年度比20%削減する。 ・ A重油の使用量：平成25年度比30%削減する。 ・ ガソリンの使用量：平成25年度比30%削減する。 ・ 軽油の使用量：平成25年度比90%削減する。 ・ LPガス使用量：平成25年度比10%削減する。 ・ 灯油の使用量：平成25年度比100%削減する。

2	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を調達する際は、「宇土市グリーン購入推進方針」によることとする。 ・指定物品に対するグリーン購入を推進する。
3	再生可能エネルギーの導入や省電力製品の設置環境に配慮した設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や公有地に再生可能エネルギーの導入を促進する。 ・省電力製品の設置を促進する。 ・環境に配慮した設備の設置を促進する。
4	低公害車導入	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車，天然ガス自動車，電気自動車，ハイブリッド自動車などの低公害車の購入を推進する。

(2) 個別削減目標について、中間年度及び最終年度における目標数値と削減率を以下のように設定します。

【個別削減目標】

項目	単位	H25 (2013) 基準年度	R3 (2021) 実績	R8 (2026) 中間年度	R12 (2030) 最終年度
電気	kwh	3,308,500	3,150,618 (▲4.8)	2,898,709 (▲12.4)	2,646,800 (▲20)
A重油	ℓ	71,200	56,840 (▲20.2)	53,340 (▲25.1)	49,840 (▲30)
ガソリン	ℓ	29,004	23,711 (▲18.2)	22,007 (▲24.1)	20,302 (▲30)
軽油	ℓ	5,045	737 (▲85.4)	621 (▲87.7)	504 (▲90)
LPガス	kg	2,377	2,613 (9.9)	2,376 (0)	2,139 (▲10)
灯油	ℓ	2,250	1,000 (▲55.6)	500 (▲77.8)	0 (▲100)

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

() : 増減率%

※実績値に基づき、将来予測と目標年度の数値の検証を行いました。

第6章 計画の取組の内容

計画の目標達成に向けての具体的な取組を以下に示します。

1 全職員共通の取組

【電気，重油，灯油の使用量の削減】

- (1) 不必要な照明の消灯や OA 機器の電源を切ることを徹底します。
 - ア 業務に支障がない範囲で，昼休みにおける課室等の照明器具の消灯，OA 機器（パソコン，コピー機，シュレッダーなど）の電源オフを徹底します。
 - イ 退庁時には，照明器具の消灯及び，OA 機器の電源オフを徹底します（FAX 等，常時通信体制を維持する必要があるもの及び常時監視システム等，業務上支障のある機器を除く）。
 - ウ 各所属で最後に退庁する職員は，所属の執務室内の証明器具の消灯や OA 機器の電源オフを確認します。
 - エ 長時間席を離れるなどパソコンを一時的に使用しない場合には，パソコンのフタを閉じ，電源オフを実施します。
 - オ 会議室やトイレ等の照明は，使用時のみ点灯します。
- (2) 冷暖房機器の運転について，冷房時の室温が 28℃，暖房時の室温が 20℃となるよう温度設定します。また，フィルターのこまめな清掃に努めます。
- (3) ブラインドやカーテンを利用し，事務室への日射を調節し，冷暖房の効果を高め，省エネルギーを図ることに努め，次の点に特に注意します。
 - ア 夏期は，東側及び南側のブラインドやカーテンを閉めて帰庁します。
 - イ 夏期の休日前及び冬季は，事務室内の全てのブラインドやカーテンを閉めて帰庁します。
- (4) 省エネ室温に対応した能率的な服装（クールビズ，ウォームビズ）を実施します。
- (5) 電気機器の使用を控えます。
- (6) 事務改善による，定時退庁を推進します。

【ガソリン，軽油使用量の削減】

- (1) 公用車の利用に当たり，事前に目的地の位置，距離などを考慮して走行ルート of 合理化を図ります。また，始業点検を行います。
- (2) 車両の運転に当たっては，安全運転，経済運転を徹底し，急発進や急加速は避けるとともに，駐停車時におけるアイドリングストップを実施します。
- (3) 燃料電池自動車，天然ガス自動車，電気自動車，ハイブリッド自動車などの低公害車を優先的に使用します。
- (4) 近距離には公用車使用を自粛します。
- (5) 車内に不必要な荷物を乗せたままにしません。
- (6) カーエアコンの使用を控えます。

【ノーカーデーの実施】

対象者：市職員，会計年度任用職員，再任用職員

毎週水曜日をノーカーデー実施日とします。また，水曜日に実施できない場合は，その週の別の日に振り替えることができることとします。

【紙使用量の削減】

- (1) 原則として両面印刷・コピーとします。また，プリンターの購入・リース・レンタルに当たっては，両面印刷の可能な機種導入に努めます。
- (2) 文書，資料等を大量にコピーする場合は，共用印刷機を活用します。
- (3) 裏紙の使用に努め，ミスコピーの裏面利用及び不要となった片面コピー紙の再利用を徹底します。
- (4) 使用済み封筒やファイル，付箋紙等の再利用を徹底します。
- (5) 資料の枚数をできるだけ減らすよう配慮するとともに，各自が同じ資料を持つのではなく，共用ファイルを作成するなど資料の共有化を図ります。また，会議等においては，映像機器の有効活用などにより会議資料の削減を図ります。
- (6) 回覧，掲示板等を積極的に活用して，資料を必要最小限にします。
- (7) 一般文書をできる限り簡素化します。
 - ア 会議等を開催する際には，原則として封筒の配布を廃止します。ただし，封筒の要求があった場合においては，必要量のみを配布します。
 - イ 各所属の職員が業務に不要と思われる資料の案内等の配送物を受け取った場合には，発送先に対して以降の発送を中止するように伝達します。
- (8) ミスコピーを防止するため，コピー機使用後のリセット（又はそれに相当するクリアモードの設定）を徹底します。
- (9) 事務連絡等は，庁内LANの電子メールをできる限り活用します。
- (10) 各所属においてパンフレット，計画書等の印刷物を作成する際には，印刷物の用紙類の古紙配合率を遵守するとともに，次の事項に留意して作成部数を必要最小限に抑えます。
 - ア 配布先の精査をします。
 - イ 保存用の報告書等についてはCD-ROM等の電子保存化を進めます。
- (11) 関連機関等にパンフレット，冊子等の参考資料を送付する際の部数は最小限にします。（原則1部）

【水使用量の削減】

- (1) トイレ，湯沸し室等での水の使用に当たっては，常に節水を励行することに努めます。
- (2) 水道を使用するときは，蛇口を必要以上に開かず，水を流したままにしません。

【廃棄物の削減】

- (1) 紙類の分別収集を徹底させ、通常の廃棄文書は、シュレッダーを使用せず、「資源ごみの日」に搬出します。シュレッダーの使用は、秘密文書、個人情報のみとします。
- (2) 廃棄文書を事務室内のゴミ箱等に入れないようにし、リサイクル紙として分類することにより、紙類の雑ゴミへの混入を排除します。
- (3) 紙コップ、紙皿などの使い捨て商品は使用しません。
- (4) プラスチック製容器包装ごみ、カン、ビン、ペットボトルなどの、分別収集を徹底することにより、リサイクルの推進を図ります。
- (5) 製品プラスチックの分別収集を検討・実施します。

2 施設管理等での取組

【再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入】

- (1) 公共施設や公用地への太陽光発電システム、蓄電池、空調制御装置等の設置を行うことで、再生可能エネルギーの利用を促進します。その際は、民間資金・ノウハウ等の活用（ESCO 事業や PPA モデル）についても検討します。
- (2) LED 照明や省エネ型の器具を導入します。
- (3) OA 機器の導入・リース・レンタルに当たっては、エネルギースター商品等、節電機能のあるものなどエネルギー効率の良い機器の導入を図ります。
- (4) 冷暖房機器等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図ります。
- (5) 流水音発生装置、節水コマなど、節水に有効な器具を、庁舎、施設の規模・用途の状況に応じて可能な限り設置するとともに、水洗トイレ用水の水量調整を適切に行います。

【低公害車の導入等】

- (1) 公用車の購入時には、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車を導入します。
- (2) 低公害車のない特殊車両等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努めます。
- (3) 軽油の代替燃料として、BDF（バイオディーゼル燃料）の使用に努めます。

【施設設備等の運用】

- (1) 廊下照明は必要最小限とし、廊下照明の間引き消灯を行います。
- (2) 照明器具の定期点検・清掃を行います。
- (3) 冷房温度は、28℃以上、暖房温度は20℃以下に設定します。
- (4) 冷暖房機器の使用にあたっては、取扱説明書、運転マニュアル等に基づいて冷暖房機器の適正運転及び維持管理を行います。
- (5) 私物家電製品の持ち込みを禁止します。
- (6) ボイラーのこまめな間欠運転及び圧力調整をします。
- (7) 下水道施設の温水ボイラーの燃料に消化ガスを利用します。

- (8) 定期的な車両整備の徹底，タイヤの空気圧など適正管理に努めます。公用車を利用する際は，始業点検を行い，異常が認められた場合は，速やかに整備を行います。
- (9) トイレ，湯沸し室等の場所に節水を促す張り紙を掲示するなど節水の啓発を行います。
- (10) トイレ，湯沸し室等の水道の水量について，メンテナンス業者に適正な流量に調節させ，節水を行います。

3 事務事業関係での取組

市内における温室効果ガスの排出削減を図るため，次に掲げる事務事業について計画的に推進します。

【エコライフ計画の策定】

温室効果ガスの排出を抑制するため，市民のエコライフへの取組例等を取りまとめたエコライフ計画を策定し，市内全世帯へ配布します。

【公共交通機関の利用促進，緑地の保全及び緑化の推進】

(1) 新公共交通の利用促進

コミュニティバスを運行し，その利用を促進することで，市民のマイカー利用を抑制し，温室効果ガスの排出削減を推進します。

(2) 都市公園等公共施設の緑地の保全

都市公園等や公共施設の緑地の維持管理を適切に行い，緑地の保全に努めます。

(3) 花いっぱい運動及び紫陽花のまちづくり

市民と行政の協働による景観づくりと緑化の保全及び推進を図るため，街路や公共施設に紫陽花等を植栽することで，花いっぱいのまちづくりを推進します。

第7章 計画の推進体制，点検体制

1 計画の推進方策

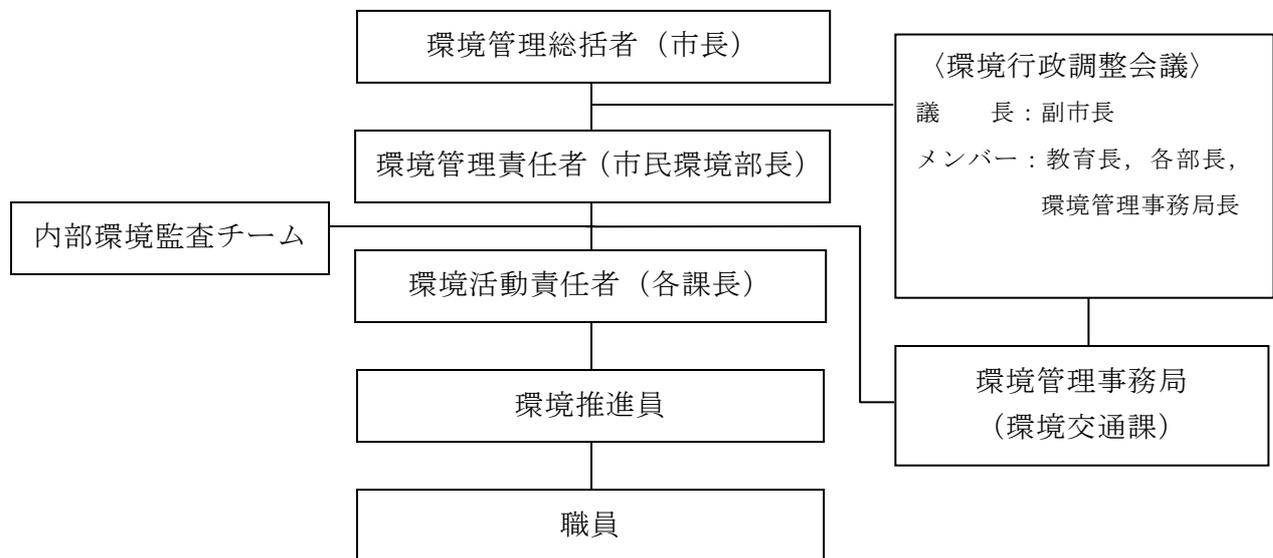
本計画の推進及び進行管理については，ISO14001（平成15年3月27日認証登録）の概念に基づいた「環境マネジメントシステム」により自主的に行うものとする。

※『環境マネジメントシステム』

計画の策定（Plan）⇒実践（Do）⇒点検（Check）⇒計画の見直し（Action）という作業を継続して行い，より良い計画に発展させていくシステムです。

2 推進体制

環境マネジメントシステムに基づく「宇土市環境管理マニュアル」における環境管理体制により推進していきます。



3 実施状況の点検及び評価の方法

- (1) 各課の環境推進員は，月に1回取組の実施状況（EMSにおける「オフィス活動基礎調査表」）を環境管理事務局に提出します。
- (2) 環境管理事務局は，年に1回「オフィス活動基礎調査表」を集約し，環境行政調整会議に報告します。
- (3) 環境調整会議では，報告された実施状況の点検・評価し，実効性と有効性の観点から取組内容など計画の見直しを行い，環境管理総括者に報告します。
- (4) 環境管理総括者は，見直された計画を確認し，実行の指示を行います。

4 職員の研修

全庁的な取組の徹底を図るため，全職員に対し環境問題に関する研修を実施し，職員一人ひとりの自覚を深め，計画への取組を促進します。

5 プランの公表

本プランの実施状況については，ホームページ等で公表します。

第5次宇土市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和5年3月

宇土市市民環境部環境交通課

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51

TEL 0964-22-1111 FAX 0964-22-6033

E-mail kankyou01@uto.kumamoto.jp